2　新規則第二条第二十号及び第百八号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表特定事業継続力強化設備等の特別償却の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表特定事業継続力強化設備等の特別償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条ただし書に規定する日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に二号を加える改正規定中同項第八号を次のように改める。

八　平成三十一年改正法附則第五十二条第一項又は第六十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年旧措置法第四十三条第一項（同項の表の第一号及び第三号に係る部分に限る。）又は第六十八条の十六第一項（同項の表の第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定

○財務省令第三十四号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）を実施するため、復興特別法人税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十二日

財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏

復興特別法人税に関する省令の一部を改正する省令

復興特別法人税に関する省令（平成二十四年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

別表一の表中

「

年　月　日 税務署長殿	収入印紙 税務署処理欄

」

を

「

平成　年　月　日 税務署長殿	収入印紙 税務署処理欄

」

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第四十六号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百四十四号）の施行に伴い、並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百四十七条第一号イ並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十八条第三号及び第二十八号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定エネルギー消費機器の適用除外） **第九十二条**　［略］ 2　令第十八条第三号の経済産業省令で定める照明器具は、次に掲げるものとする。 一　蛍光灯器具又はエル・イー・ディー・電灯器具以外のもの 二　ＪＩＳ（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）Ｃ八一〇五―三（二〇一一）、ＪＩＳＣ八一〇六（二〇一五）又はＪＩＳＣ八一一五（二〇一四）の対象となるもの以外のもの ［削る］ ［削る］ ［削る］ ［削る］ ［削る］	（特定エネルギー消費機器の適用除外） **第九十二条**　［略］ 2　令第十八条第三号の経済産業省令で定める蛍光ランプのみを主光源とする照明器具は、次に掲げるものとする。 一　耐熱型のもの 二　防じん構造のもの 三　耐食型のもの 四　車両その他の輸送機関用に設計されたもの 五　四〇形未満の蛍光ランプを使用するものであつて、壁掛け形又は施設用つりさげ型若しくは直付け形のもの 六　鉱工業用機械用に設計されたもの 七　家具用に設計されたもの 八　さし込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となつたもの 九　ねじ込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となつたもののうち、次に掲げるもの イ　蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの